

時事新報

第一二千七百十八號
明治廿三年七月十七日
舊曆庚寅六月朔日

月入午後七時十八分
滿潮午前五時三十五分
潮平後五時五十五分

明治二十三年六月廿四日
諸給ノ項中非職業給給之者位へ退官賜金ノ目何官ノ前ノ新置ス
明治二十三年七月十六日
○大藏省告示第三十二號
右ハ銀貨ト交換セシキヤニ紙幣ト交換セレ根傷紙幣ノ合計ニシテナ
月九日以降三日間印刷局内ニ於テ會計檢査院官吏立會発賣セリ
明治二十三年七月十六日
大藏大臣伯爵 松方正義

時事新報、一年三百六十五日、一日も休むべく其代價送
爆料廣告料へ左ノ如シ
一枚二錢○一箇月前金五十錢○三箇月前金一圓五十錢○六箇月前金三圓○一箇年前金六圓
○時事新報社ヨリ直接ニ郵便ニテ發送スルモノニ限リ右定價ノ外ニ
當月十五錢ノ漏送料ヲ申却ク

一	行	二	付	十二錢	十一錢	十錢五厘	一日限	六日迄	七日以上
---	---	---	---	-----	-----	------	-----	-----	------

舊組織を破壊するのみならず求めて不經濟に陥るとををきに非ず蓋し多年有り來りの組織は外形より見て無用なるが如きも實地國狀に適應して何處にか有用の點あるが故に自ら永傳する者にして眞質構造的の考あらん者は其有用の點を見分けて之を方寸の中に藏め置き

一 行 ニ 付	一 四 四 六 日 迄 十 日 以 上
十二 錢	十一 錢
十一 錢	十 錢 五 厘
九 錢	八 錢 五 厘
七 錢	六 錢 三 厘
五 錢	四 錢 二 厘
三 錢	二 錢 一 厘
一 錢	一 錢

秩序定まりたる文明國の政事は總べて構造的に進まる可らず我日本國にても今は専ら構造的政事を講せざる可らざれども凡そ事物を構造するには智慮周密十分經營の意匠を要するふとにして其事甚だ面倒なるが故に世間滔々心を此點に傾けずして徒に粗大破壊的の論を旨とする者多し誠に痛嘆に堪へざるあり試に今の政論家を見るに政機運用上實際の方案を語らずして所謂高等政事を論議し其の論の筋道を吟味すれば斯くこの事は云々に爲せば可なりとは云はず云々の事は斯く々なるが故に非なりとのみ疏り去り毎度小言の言ひ放しにして一口に罵り倒せども之を倒したる儘、如何にして之を起すやを示さず例へば條約改正論の如き愈々改正を實行したらば我海關稅に關して如何の利害ある可きや又内地難居に因りて我社會財務上に如何の得失ある可きや凡そ此邊の問題は漫然之を度外視して憲

政治との關係と云々あと先づ以て高等政治論に走り扱て當局者の改正案を罵り倒して己れ代り其局に當らば如何に其談を進めて満足なる改正を實行するとを得べきや細かに善後の方案を構造して明に事の理と物の歴とを示したるものあるを見ず近時政論家の論勢は毎事之れに類するもの多く他人の構造したる筋書きを見て由良之助は此處に出づ可らず勘平の切腹は早過ぎたりなど無責任の打毀し論を唱ふれども然らば此趣向を斯

く變じて其褐色を如何す可しとて之れに代ふるの立案を抱くものなきは構造的政事家を要するの今日、國の爲めに誠に惜む可き事共なり或は今之政府部内の人は實際政務の局に當りて身に責任もあれば自から構造の意味を解すると民間政論家の比に非ず現に近來我政府が法律規則を連發して殆んど虛日なきが如き一見構造の趣あるに似たれども凡そ構造とは有る組織（オルガニゼーション）を打ち壊して無き新奇物を導き之を支配する條例を新調するの謂れのみに非ず例ば租稅徵收法の如き取引相場所法の如き若くは山林監督法の如き古來我日本國に於て夫れゝ其組織ありしとして

官

其染法ノ如キモヒ化學的ノ作用ニ藉ルモノ多シ又ク三重ノ手印地及細織
絶白ナル大幅縮縮ノ如キハノ進歩度ヲヘタ而シナ其輸出ノ路也
亦大ニ擴張セリ太織物ハ當業者一意貢貿ノ點ニ著服スト雖モ其方向或
ハ宣レキナ得ス往々從來ノ好惡フ失ノモノ少カクヌ交織物ハ繩子、深
地、洋版地等ニ於テ進歩ノ効フ呈レ殆ド純綿ノ觀フ為スモノアルニ至
レリ但シ帶地ハ舊時ト異ナルコトナン木綿織物ハ甚類ニ於テ大ニ價値
ノ減却セラフ見ル其他ハ往々粗製ニ流ル、モノアルカ如レ又大幅ノ白
地織地等ハ今回始テ織ニ上リシ所ナリ「モスリン」同前染ハ其染法充分
ナラスト然亦以ア輸入ノ一端レ防ダニ足レリ本筋、織机ハ製造ノ規
模大ナルモノ始ア輸入ノ製品ニ出陳ス高下用ノ者モ亦重觀アリ他
ハ舊時ト異ナルコトナシ麻織物ハ帆布類ニ於テ大ニ面白日レ改ヘハ舊
時ト異ナルコトナレ毛織物ハ既子粗製タルクナリエス但シ試驗ノ誠教體
アリ本邦内新ニ製成所ノ增加シタルノ慶ナリ本布市、若狭市及新潟

トナシモ亦改貢ス而シテ前會ナニギ所ノモノハ危殆是ナリ
胡麻柄ハ本邦内ニ於アツノ製出スルノ地方ニ通キス其品位ハ舊時
大半煙ハ此種内ニ於アツノ織り出スル機械ヲ現出レ
其染法ノ如キモ化學的ノ作用ニ織リモノ多シ又羽二重ノ手印地及細綾
絶白ナル大幅縮緬ノ如キハ非常ノ進歩謂ヘタ而シナ其輸出ノ路甚
亦大ニ擴張セリ太織物ハ當業者一意改貢ノ點ニ著服スト能ヒ其方向或
ハ宣レキナ得ス往々從來ノ好惡フ失ノモノ少カクス交結物ハ繩子、縫
地、洋服地等ニ於ア進歩ノ効フ量レ殆ド純綿ノ觀ラズモモノアルニ至
レリ但シ帶地ハ舊時ト異ナルコトナシ木綿織物ハ甚第ニ於ア大ニ價値
ノ減却セリヲ見ル其他ハ往々粗製ニ流ル、モノアルカ如レ又大幅ノ白
地紗地等ハ今回始テ織ニ上リシ所ナリ「モスリン」同前染ハ其染法充分
ナラスト也亦以ア入織ニ一端レ防ダニ足足レリ木綿、燃林ハ製造ノ規
模大ナレルノ合ハヨリ其ノ量ハ莫大ニ

建築裝飾
二年

建築裝飾
二年